

整理番号	消防－法不－50
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の貯蔵の技術基準適合命令
概要	市長は、火薬類の貯蔵が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該貯蔵者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第11条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・火薬類取締法第11条第3項 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	